

〈相続対策〉

暦年課税か相続時精算課税か

税理士 嶋 賢治

相続対策として、生前贈与を行い贈与税が発生した場合には贈与税の申告が必要になります。贈与税の申告には、一般的な暦年課税と、あえて税務署に届け出てスタートする相続時精算課税の2つがあります。

どちらも毎年の基礎控除 110 万円は同じですが、相続時精算課税は、相続開始までに特別控除が 2,500 万円あるのが特徴です。

暦年課税は、コツコツと長期にわたって基礎控除内か少し超える程度の贈与を繰り返して、贈与税を節約しながら資産の移転を図る人向きです。当然ながら時間を要するので、健康なうちの早くからのスタートが大切です。特に今回、暦年課税の相続開始前3年以内の贈与財産は相続財産に持ち戻されてしまう規定が7年以内と伸ばされたので、この点は特に重要です。

相続時精算課税は、これまでになかった基礎控除 110 万円が毎年受けられるという改正で、相続対策の幅が広がっています。改正前は、ひとたび相続時精算課税を選ぶと、暦年課税に戻れないので、次年度以降は1円からの贈与でも贈与税の課税対象になったのです。

改正後も、ひとたび選択すれば戻れないという点では今までと同じ

ですが、相続時精算課税にも暦年課税と同じように、毎年 110 万円の基礎控除が設けられました。しかも暦年課税のような贈与財産の相続財産への持ち戻しがないことから高齢者にとってはうってつけの相続対策といえます。

それ以外でも、以下のような場合には相続時精算課税を選ぶべきです。

① 短期間で大きな金額を移転させたい人

短い期間で大きなお金を贈与したい時は、相続時精算課税の特別控除 2,500 万円を活用して節税を図りましょう。たとえ贈与額が 2,500 万円を超えても、この制度を選択すれば一律 20% しか課税されないの、暦年贈与の累進課税制度（最高 55%）と比較しても、かなり少額の贈与税で移転が可能です。

② 将来、値上がりする財産がある人

相続税は、被相続人が死亡した時点での時価による財産の価額に従って算定されます。相続時精算課税は、生前の贈与時における時価で贈与税が算定されますが、相続時においても贈与時の時価をそのまま維持する仕組みになっています。従って、開発計画のある土地や、値上がりが想定される株式など将来値上がりが確実な財産は相続時精算課税で移転させるべきです。

③ 収益不動産がある人

収益のある不動産を生前贈与すると、不動産から生じている家賃収益等はそのまま贈与された（子や孫）の収入になります。そのままにしておくと相続が発生するまでの間の収益の合計と不動産価額の両方に相続税がかかってしまいます。この場合は 2,500 万円の特別控除を活用できる相続時精算課税を選択すべきです。